

令和5年度 観光地域づくり推進事業実施要綱

この要綱は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が、新規性のある「福井らしい魅力に溢れたオリジナリティある観光商材」を生み出す民間事業者等による事業の立ち上げを支援することで地域が観光で「稼ぐ」ための契機とするため、事業費の対象経費の一部に対し、観光地域づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

I. 観光プレイヤーによる「稼ぐ」観光地域づくり

1 補助金交付の対象等

（1）補助対象者

福井県に所在し、観光地域づくりを新たに展開する民間事業者等

（2）補助対象期間

令和5年4月3日から令和6年3月10日までの間に実施される事業

（3）補助対象事業

下記の要件をいずれも満たす事業であること。

- ① 新規性があり、地域への波及効果（地域への誘客効果、消費拡大等）が見込まれるソフト事業であること（以下の重点項目のいずれか一つに該当し、補助メニューの要素が2つ以上盛り込まれているもの）。

重点項目	補助メニュー
食	A 商品開発・情報発信
宿泊	B 観光コンテンツの開発
土産品	
体験	C ニューツーリズムの推進

（取組例）

- ・ 地域の食・食文化に紐づく新たな地域ブランドの創出に資する取組
 - ・ 地域の新たな周遊滞在・宿泊スタイルの推進に資する取組
 - ・ 地域資源を活かした新たな土産品等開発、体験コンテンツ造成
- ② 地域の関連事業者や団体等と連携しながら事業を展開できること。
 - ③ 補助終了後も継続して地域ブランドを発信できること。
 - ④ 「ふくい観光ビジョン」の推進に資するものであること。

- ⑤ 福井県公式観光サイト「ふくいドットコム」上で公開されている「FTAS（エフタス）」等を用いて、マーケティング分析に基づいた商品開発やプロモーションの策定、価格設定などに活用すること。

2 補助対象経費

補助対象経費は、1の補助金交付の対象等に要する経費であって、連盟が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、既存施設改修等の事業拠点整備経費および事業設備・備品経費は対象外とする。

3 補助額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内および連盟が定めた額とし、1件当たり1000万円を限度とする。

4 補助事業の採択基準

補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① コンセプトの有効性
- ② 新規性
- ③ 実現可能性
- ④ 事業の採算性
- ⑤ 地域への波及効果
- ⑥ ブランドの発信力
- ⑦ データ分析

5 採択件数

10件程度（予算の上限額に達し次第、募集を締切る。）

6 申請等の手続

(1) 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、様式第I-1号および様式第I-2号を作成し、連盟が別に定める期日までに連盟に提出するものとする。

	内 容	備 考
1	令和5年度 観光地域づくり推進事業補助金交付申請書 (I. 観光プレイヤーによる「稼ぐ」観光地域づくり) 【様式第I-1号】	
2	事業計画書 (I. 観光プレイヤーによる「稼ぐ」観光地域づくり) 【様式第I-2号】	

(2) 受付期間

令和5年4月3日から令和6年2月28日まで

(3) 交付決定

連盟は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定を行う。予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、交付決定を行う。

(4) 事前着手

対象経費は原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したのものとする。ただし、事務局から事前着手の承認を受けた場合には、令和5年4月3日以降に発生した経費であり、かつ交付決定を受けるまでのものについては補助対象とする。その際、届出書（様式 I-事前着手届）および補助を受けようとする事業の構想を説明する参考資料等を、着手までに事務局へ提出し、内容が適切と事務局が認めたものに限り事前着手が承認される。なお、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないことに留意すること。

(5) 中止・変更

補助事業を中止する場合、助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更報告書（様式第 I - 3号）を連盟に提出すること。

(6) 完了報告

申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または令和6年3月10日のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第 I - 4号）を連盟に提出すること。

(7) 補助金の額の確定

申請者から完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知する。

(8) 補助金の請求

申請者は、額確定の通知を受け取った後、補助金の請求書（様式第 I - 5号）を連盟に提出しなければならない。

連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に補助金を支払うこととする。

Ⅱ. 「宿泊」「食」の地域資源の活用によるブランド力向上、先駆的な「体験」「アクティビティ」コンテンツの新規開発モデル

1 補助金交付の対象等

(1) 補助対象者

福井県に所在し、「宿泊施設」「食」の地域資源の活用によるブランディング、または新規性ある「体験」「アクティビティ」の観光コンテンツ開発を行う観光事業者等

(2) 補助対象期間

令和5年4月3日から令和6年3月10日までの間に実施される事業

(3) 補助対象事業

下記の要件をいずれも満たす事業であること。

- ① 集客力確保や滞在型観光につながる「宿泊施設」「食」と本県固有の地域資源を掛け合わせた尖ったコラボレーションのモデルを構築、または、先駆的な「体験」「アクティビティ」のプログラムのモデルを構築すること。

例：・「宿泊施設」と「戦国」、「越前漆器」をコラボレーションした特別室
・「食」と「地域産業」をコラボレーションした尖った懐石・定食の開発
・「早朝」開催の朝ヨガ、「夜」開催のフルーツ収穫等の「アクティビティ」
・「荒天時」に屋外開催が中止となった場合に代替する屋内等開催の「体験」

- ② モデル構築に際し、連盟の観光スーパーバイザーの助言を反映すること。
- ③ モデル構築後、連盟が年度内に開催する体験会・試食会に参画し発表すること。
- ④ モデル構築後、発表する際には、連盟の補助金を活用した旨を示すこと。
- ⑤ モデル構築後も、開発したコンテンツ活用を継続し発信していくこと。
- ⑥ 「ふくい観光ビジョン」の推進に資するものであること。
- ⑦ 福井県公式観光サイト「ふくいドットコム」上で公開されている「FTAS（エフタス）」等を用いて、マーケティング分析に基づいた商品開発やプロモーションの策定、価格設定などに活用すること

2 補助対象経費

補助対象経費は、1の補助金交付の対象等に要する経費であって、連盟が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、既存施設改修等の事業拠点整備経費および事業設備・備品経費は対象外とする。

3 補助額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内および連盟が定めた額とし、1件当たり1000万円を限度とする。

4 補助事業の採択基準

補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① コンセプトの有効性
- ② 事業の新規性、独創性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 事業の採算性
- ⑤ 事業の継続性
- ⑥ ブランド・コンテンツの発信力
- ⑦ データ分析

5 採択件数

20件程度（予算の上限額に達し次第、募集を締切る。）

6 申請等の手続

(1) 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、様式第1号および様式第2号を作成し、連盟が別に定める期日までに連盟に提出するものとする。

	内 容
1	令和5年度 観光地域づくり推進事業補助金交付申請書 （Ⅱ.「宿泊」「食」の地域資源の活用によるブランド力向上、先駆的な「体験」「アクティビティ」コンテンツの新規開発モデル）【様式第Ⅱ-1号】
2	事業計画書（Ⅱ.「宿泊」「食」の地域資源の活用によるブランド力向上、先駆的な「体験」「アクティビティ」コンテンツの新規開発モデル） 【様式第Ⅱ-2号】

(2) 受付期間

令和5年4月3日から令和6年2月28日まで

(3) 交付決定

連盟は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定を行う。予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、交付決定を行う。

(4) 事前着手

対象経費は原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとする。ただし、事務局から事前着手の承認

を受けた場合には、令和5年4月3日以降に発生した経費であり、かつ交付決定を受けるまでのものについては補助対象とする。その際、届出書（様式Ⅱ-事前着手届）および補助を受けようとする事業の構想を説明する参考資料等を、着手までに事務局へ提出し、内容が適切と事務局が認めたものに限り事前着手が承認される。なお、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないことに留意すること。

（5）中止・変更

補助事業を中止する場合、助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更報告書（様式第Ⅱ-3号）を連盟に提出すること。

（6）完了報告

申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または令和6年3月10日のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第Ⅱ-4号）を連盟に提出すること。

（7）補助金の額の確定

申請者から完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知する。

（8）補助金の請求

申請者は、額の確定の通知を受け取った後、補助金の請求書（様式第Ⅱ-5号）を連盟に提出しなければならない。

連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に補助金を支払うこととする。

Ⅲ. その他

（1）連盟は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

（2）この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。